

社会福祉法人等10団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	令和2年度に東京都保育サービス推進事業補助金を交付した629団体と保育施設1,246施設のうち、社会福祉法人こぼと会など10団体18施設（詳細は表1及び表2のとおり）	令和4年9月7日から同月27日まで （詳細は表1のとおり）	令和2年度及び令和3年度の東京都保育サービス推進事業補助金
局	福祉保健局	令和4年9月16日	

（表1）監査対象団体及び団体別監査期間

実地監査日	団体名	
9月7日	社会福祉法人新町保育会	ベルカント保育園（個人立）
8日	社会福祉法人紫峰会	—
9日	社会福祉法人町田南保育園	—
12日	社会福祉法人こぼと会	社会福祉法人やすらぎ会
13日	社会福祉法人清心福祉会	社会福祉法人六踏園
14日		社会福祉法人わらしこの会
15日	社会福祉法人妙泉会	—
27日	ベルカント保育園（個人立）	—

(表 2) 監査対象施設及び監査対象補助金交付額

(単位：千円)

団体名	監査対象施設の名称	令和 2 年度 交付金額	令和 3 年度 交付金額 (注)
社会福祉法人こぼと会	あおぞらばれっと保育園	3,546	5,190
	あおぞら保育園	17,409	16,054
社会福祉法人紫峰会	すずらん保育園	2,937	2,736
社会福祉法人新町保育会	新町東保育園	10,769	11,850
社会福祉法人清心福祉会	しんまち保育園	4,379	3,646
	わらべうつき台保育園	5,789	4,848
	わらべ里山保育園	9,357	8,875
	わらべ東久留米保育園	11,051	11,546
	わらべ日野市役所東保育園	6,257	7,638
	わらべふじ森保育園	5,966	5,989
	わらべみどり保育園	18,728	15,026
社会福祉法人町田南保育園	町田南保育園	4,493	5,286
社会福祉法人妙泉会	貫井あおいそら保育園	2,544	3,113
	貫井保育園	8,352	6,733
社会福祉法人やすらぎ会	桜台保育園	4,754	5,702
社会福祉法人六踏園	皐月保育園	11,058	11,940
社会福祉法人わらしこの会	わらしこ保育園	9,254	9,353
ベルカント保育園 (個人立)	ベルカント保育園	7,022	7,087
合計		143,665	142,612

(注) 令和 3 年度交付金額は、交付額確定前の補助金額である。

## 2 監査対象団体及び監査対象施設の概要

社会福祉法人こぼと会など 10 団体は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める保育所を都内に設置する団体及び個人である。監査対象施設の概要は、表 3 のとおりである。

(表3) 監査対象施設の概要 (令和4年3月31日現在)

(単位:人)

団体名	施設の名称	所在地	施設の規模 (注)	
			定員	現員
社会福祉法人こぼと会	あおぞらぱれっと保育園	多摩市落合	105	91
	あおぞら保育園	多摩市落合	120	127
社会福祉法人紫峰会	すずらん保育園	町田市木曾東	30	26
社会福祉法人新町保育会	新町東保育園	青梅市新町	170	163
社会福祉法人清心福祉会	しんまち保育園	国分寺市新町	98	95
	わらべうつき台保育園	八王子市久保山町	128	117
	わらべ里山保育園	八王子市堀之内	102	118
	わらべ東久留米保育園	東久留米市幸町	158	169
	わらべ日野市役所東保育園	日野市神明	152	148
	わらべふじ森保育園	八王子市台町	100	107
	わらべみどり保育園	墨田区緑	98	95
社会福祉法人町田南保育園	町田南保育園	町田市金森東	110	109
社会福祉法人妙泉会	貫井あおいそら保育園	小金井市貫井南町	50	41
	貫井保育園	小金井市貫井南町	150	132
社会福祉法人やすらぎ会	桜台保育園	町田市小山田桜台	88	90
社会福祉法人六踏園	皐月保育園	調布市小島町	130	134
社会福祉法人わらしこの会	わらしこ保育園	府中市若松町	100	100
ベルカント保育園(個人立)	ベルカント保育園	江戸川区東小岩	119	74

(注) 現員が定員を超過している施設があるが、これは主に、厚生省通知「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日付児発第73号)などに基づき、待機児童解消を目的として児童福祉施設最低基準の範囲内で定員を超過して受け入れていることによる。

### 3 東京都保育サービス推進事業補助金の概要

都は、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱(令和4年3月17日最終改正)に基づき、地域の実情に応じた保育所の取組を推進するため、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、対象の保育施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。

交付の対象となる経費は施設の運営費であり、交付額は表4から表6までにより算定した額の合計(1,000円未満の端数切捨て)による。

(表4) 特別保育事業等推進加算

(単位：円)

加算項目		対象保育所	単価	算定方法
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施		零歳児保育対策及び産休明け保育を実施する保育所	13,930	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育未実施		零歳児保育対策を実施し産休明け保育を実施しない保育所	7,150	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
延長保育事業	零歳児の延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育を実施する保育所	17,200	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
	2時間・3時間延長	2時間・3時間の延長保育を実施する保育所	10,610	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
	4時間以上延長	4時間以上の延長保育を実施する保育所	11,060	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
病児・病後児保育事業		病児・病後児保育を実施する保育所(体調不良児対応型を除く。)	6,800	単価×延べ利用児童数
休日保育		休日保育を実施する保育所	4,160	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)		一時預かりを実施する保育所及び定期利用保育を実施する保育所	1,460	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)			2,920	
障害児保育(特児対象)		障害児保育を実施する保育所(特別児童扶養手当支給対象児を受け入れた場合)	45,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
障害児保育(その他)	知的	障害児保育を実施する保育所(特児対象以外の知的障害児を受け入れた場合)	38,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
	身体	障害児保育を実施する保育所(特児対象以外の身体障害児を受け入れた場合)	31,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
分園設置		分園を設置している保育所	4,520	単価×月初の分園在籍児童数の12か月合計
アレルギー児対応		アレルギー児対応として、医師の指示書に基づき、除去食・代替食を提供する保育所	22,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
夜間保育		夜間保育を実施する保育所	4,070	単価×月初の在籍児童数の12か月合計
零歳児保育(市部・小規模)		市部において零歳児保育を実施する定員60人以下の保育所	4,770	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
零歳児保育(町村部)		町村部において零歳児保育を実施する保育所	10,170	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
延長保育事業(町村部)		町村部において延長保育事業を実施する保育所	10,170	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
育児困難家庭への支援		育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して家庭を支援する保育所	30,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
外国人児童受入れ		両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、言語・習慣・食事等に特別な対応を行う保育所	9,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
年末年始保育		12/29～1/3のうち2日以上開所する保育所	9,800	単価×延べ利用児童数

(表5) 保育所地域子育て支援推進加算 (ポイント制)

加算項目	対象事業	実施回数等の基準	ポイント (注)	
小中高生の育児体験受入れ	小中高生の職場体験、育児体験等を受け入れる。	年10日以上	12	
保育所体験	地域の子育て家庭に対して、在園児とともに保育所の生活を体験する取組を提供する。	年5回又は延べ10人以上	6	
		年10回又は延べ20人以上	12	
出産を迎える親の体験学習	出産前後の親の体験学習を行う。	年3回又は延べ6人以上	6	
		年6回又は延べ12人以上	12	
保育拠点活動支援	基本分	保育士・看護師・栄養士等の実習生や他法人の研修生を職場に受け入れて指導・育成し、学校等に報告を行う。	年3人以上	8
		年6人以上	16	
	加算分	基本分の研修・実習に加え、保育所体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	1
			基本分年6人以上	2
		基本分の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	1
			基本分年6人以上	2

(注) 1ポイント当たりの単価5万円を乗じて加算額を算定する。

(表6) 第三者評価受審費

(単位:円)

加算項目	算定基準	加算額	上限額 (注)
第三者評価受審費	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合	施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額	450,000
	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けていない場合	施設が評価機関に支払った額	600,000

(注) 加算額と上限額とを比較して少ない方を算定額とする。

### 第3 監査の結果

#### 1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、東京都保育サービス推進事業補助金に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業が財政援助の目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているか、局の事務が適切に執行されているか、などの着眼点から、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

#### 2 指摘事項

##### (1) 局及び団体

##### ア 補助金を返還すべきもの

局は、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、8つの法人等が運営する12施設で不適正な事例が認められた。

法人等は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人等に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人こぼと会)

(社会福祉法人紫峰会)

(社会福祉法人清心福祉会)

(社会福祉法人妙泉会)

(社会福祉法人やすらぎ会)

(社会福祉法人六踏園)

(社会福祉法人わらしこの会)

(ベルカント保育園)

(福祉保健局)

(ア) 社会福祉法人こぼと会が設置するあおぞら保育園で、表7のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（零歳児の延長保育）に対する加算において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表8のとおり、令和2年度分で103万円が過大に交付されている。

(表7) 実績額の正誤表の内訳 (あおぞら保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	16,609,410		15,579,010	
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	9人	154,800	7人	120,400
	障害児対象事業 (特児対象)	24人	1,080,000	12人	540,000
	障害児対象事業 (その他・知的)	36人	1,368,000	24人	912,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	800,000		800,000	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		17,409,410		16,379,010	

(表8) 令和2年度分過大交付額の算定 (あおぞら保育園)

(単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	17,409,410	16,379,010	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		19,904,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】(注)	17,409,000	16,379,000	1,030,000

(注) 1,000円未満の端数切捨て(以下、同じ。)

(イ) 社会福祉法人紫峰会が設置するすずらん保育園で、表9のとおり、特別保育事業等推進加算のうち外国人児童受入れにおいて、対象児童ごとに言語等の配慮を行っていることがわかる書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表10のとおり、令和2年度分で59万4,000円が過大に交付されている。

(表9) 実績額の正誤表の内訳 (すずらん保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	2,937,000		2,343,000	
	外国人児童受入れ	87人	783,000	21人	189,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	0		0	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		2,937,000		2,343,000	

(表10) 令和2年度分過大交付額の算定 (すずらん保育園)

(単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	2,937,000	2,343,000	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		2,937,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	2,937,000	2,343,000	594,000

(ウ) 社会福祉法人清心福祉会が設置するしんまち保育園、わらべうつき台保育園、わらべ東久留米保育園、わらべ日野市役所東保育園及びわらべみどり保育園で、表11、表13、表15、表17及び表19のとおり、特別保育事業等推進加算のうち知的障害児の保育事業において対象外の児童を加算対象としていたことや、保育所地域子育て支援推進加算において実績を示す資

料がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表12、表14、表16、表18及び表20のとおり、令和2年度分につき、しんまち保育園で9万円、わらべうつき台保育園で115万8,000円、わらべ東久留米保育園で11万4,000円、わらべ日野市役所東保育園で7万6,000円、わらべみどり保育園で591万3,000円が過大に交付されている。

(表11) 実績額の正誤表の内訳 (しんまち保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	4,379,760		4,289,760
	育児困難家庭への支援	31人	930,000	28人	840,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	0		0
	第三者評価受審費	c	0		0
実績額【選定額】		A=a+b+c			4,289,760

(表12) 令和2年度分過大交付額の算定 (しんまち保育園)

(単位：円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	4,379,760	4,289,760	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		5,077,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		4,379,000	4,289,000	90,000

(表13) 実績額の正誤表の内訳 (わらべうつき台保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	5,531,040		3,769,040
	障害児保育事業(その他・知的)	59人	2,242,000	15人	570,000
	育児困難家庭への支援	15人	450,000	12人	360,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	400,000		400,000
	第三者評価受審費	c	462,000		462,000
実績額【選定額】		A=a+b+c			4,631,040

(表14) 令和2年度分過大交付額の算定 (わらべうつき台保育園)

(単位：円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	6,393,040	4,631,040	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		5,789,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		5,789,000	4,631,000	1,158,000

(表 1 5) 実績額の正誤表の内訳 (わらべ東久留米保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	9,951,410		9,837,410
	障害児保育事業 (その他・知的)	44人	1,672,000	41人	1,558,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	1,100,000		1,100,000
	第三者評価受審費	c	0		0
実績額【選定額】		A = a + b + c			11,051,410
					10,937,410

(表 1 6) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (わらべ東久留米保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	11,051,410	10,937,410	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		11,092,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	11,051,000	10,937,000	114,000

(表 1 7) 実績額の正誤表の内訳 (わらべ日野市役所東保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	6,257,400		6,181,400
	障害児保育事業 (その他・知的)	24人	912,000	22人	836,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	0		0
	第三者評価受審費	c	0		0
実績額【選定額】		A = a + b + c			6,257,400
					6,181,400

(表 1 8) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (わらべ日野市役所東保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	6,257,400	6,181,400	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		7,403,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	6,257,000	6,181,000	76,000

(表 19) 実績額の正誤表の内訳 (わらべみどり保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	16,528,460		12,815,400	
	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	0人	0	131人	191,260
	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	772人	2,254,240	546人	1,594,320
	障害児保育事業(特児対象)	24人	1,080,000	0人	0
	障害児保育事業(その他・知的)	53人	2,014,000	24人	912,000
	障害児保育事業(その他・身体)	12人	372,000	0人	0
	分園設置	371人	1,676,920	346人	1,563,920
	アレルギー児対応	136人	2,992,000	125人	2,750,000
	外国人児童受入れ	101人	909,000	67人	603,000
	年末年始保育	15人	147,000	12人	117,600
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,200,000		0	
	小中高生の育児体験受入れ	12ポイント	600,000	0ポイント	0
	保育所体験	12ポイント	600,000	0ポイント	0
	保育拠点活動支援	20ポイント	1,000,000	0ポイント	0
第三者評価受審費 c	0		0		
実績額【選定額】	A = a + b + c		18,728,460		12,815,400

(表 20) 令和2年度分過大交付額の算定 (わらべみどり保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	18,728,460	12,815,400	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	20,103,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	18,728,000	12,815,000	5,913,000

(エ) 社会福祉法人妙泉会が設置する貫井保育園で、表 21 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち育児困難家庭への支援において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 22 のとおり、令和2年度分で72万円が過大に交付されている。

(表 21) 実績額の正誤表の内訳 (貫井保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	6,252,880		5,532,880	
	育児困難家庭への支援	72人	2,160,000	48人	1,440,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,100,000		2,100,000	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】	A = a + b + c		8,352,880		7,632,880

(表 2 2) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (貫井保育園)

(単位：円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	8,352,880	7,632,880	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		10,653,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		8,352,000	7,632,000	720,000

(オ) 社会福祉法人やすらぎ会が設置する桜台保育園で、表 2 3 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち零歳児の延長保育事業において、対象者の人数算定を誤ったことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 2 4 のとおり、令和 2 年度分で 5 3 万 4, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 2 3) 実績額の正誤表の内訳 (桜台保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	3,104,110		2,570,910
	延長保育事業 (零歳児)	45人	774,000	14人	240,800
	保育所地域子育て支援推進加算	b	1,200,000		1,200,000
	第三者評価受審費	c	450,000		450,000
実績額【選定額】		A=a+b+c	4,754,110		4,220,910

(表 2 4) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (桜台保育園)

(単位：円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	4,754,110	4,220,910	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		5,727,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		4,754,000	4,220,000	534,000

(カ) 社会福祉法人六踏園が設置する皐月保育園で、表 2 5 のとおり、特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 2 6 のとおり、令和 2 年度分で 2 6 万 4, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 2 5) 実績額の正誤表の内訳 (皐月保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	8,358,190		8,094,190
	アレルギー児対応	24人	528,000	12人	264,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	2,700,000		2,700,000
	第三者評価受審費	c	0		0
実績額【選定額】		A=a+b+c	11,058,190		10,794,190

(表 2 6) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (皐月保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	11,058,190	10,794,190	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		12,286,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	11,058,000	10,794,000	264,000

(キ) 社会福祉法人わらしこの会が設置するわらしこ保育園で、表 2 7 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち零歳児の延長保育事業において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 2 8 のとおり、令和 2 年度分で 1 7 5 万 5, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 2 7) 実績額の正誤表の内訳 (わらしこ保育園)

(単位：円)

項 目	誤		正		
	実績	金 額	実績	金 額	
特別保育事業等推進加算 a		7,778,160		5,699,540	
内 訳	延長保育事業 (零歳児)	96人	1,651,200	8人	137,600
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	0人	0	387人	565,020
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	387人	1,130,040	0人	0
保育所地域子育て支援推進加算 b		1,800,000		1,800,000	
第三者評価受審費 c		0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		9,578,160		7,499,540	

(表 2 8) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (わらしこ保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	9,578,160	7,499,540	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		9,254,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	9,254,000	7,499,000	1,755,000

(ク) 個人事業者が設置するベルカント保育園で、表 2 9 のとおり、保育所地域子育て支援推進加算のうち保育拠点活動支援において実績のない事業を計上していたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 3 0 のとおり、令和 2 年度分で 6 8 万円が過大に交付されている。

(表 29) 実績額の正誤表の内訳 (ベルカント保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	5,338,000		5,148,000	
	障害児保育事業 (その他・身体)	66人	2,046,000	62人	1,922,000
	育児困難家庭	55人	1,650,000	54人	1,620,000
	外国人児童受入れ	158人	1,422,000	154人	1,386,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,600,000		600,000	
	保育所体験	6ポイント	300,000	0ポイント	0
	出産を迎える親の体験学習	6ポイント	300,000	0ポイント	0
	保育拠点活動支援	8ポイント	400,000	0ポイント	0
	第三者評価受審費 c	594,000		594,000	
	実績額【選定額】 A=a+b+c	7,532,000		6,342,000	

(表 30) 令和2年度分過大交付額の算定 (ベルカント保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	7,532,000	6,342,000	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	7,022,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	7,022,000	6,342,000	680,000

### 3 意見・要望事項

#### (1) 局

##### ア 補助金の公正かつ効率的な交付に資する取組について

局は、団体に対して、東京都保育サービス推進事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付している。本補助金は、各施設の保育の実績に応じた各種の数値（以下「実績数値」という。）に基づいて補助額が算定されるものであるが、本監査において、各施設から報告された実績数値が実際の事業実績と異なっていたことなどにより、12施設に対し1,292万余円の補助金過大交付が指摘されたところである。局は、各施設から実績数値を記載した実績報告書を徴しているが、現地指導を行う一部の施設及び一部の加算項目を除いて実績数値の裏付けとなる資料（以下「根拠資料」という。）についての確認が不十分であり、このことによって実績数値の誤りを看過し、多くの過大交付が発生している。

過去の財政援助団体等監査において、本補助金について多数の過大交付事例が見られたことから、対応策の検討を求める意見・要望を複数回に渡って行っている。局はこれを受け、説明会の開催時期の改善、説明資料の改良や各種様式の整備などの対策を重ねてきているところである。

しかしながら、依然として多くの過大交付が発生しており、本監査において各施設に原因の聞き取りを行ったところ、「人事異動等で不慣れな職員が実績報告書を作成したため」「加算要件や実績数値の集計方法に誤解があったため」等の回答が得られ、施設職員の補助制度への理解不足もその原因の一つであると考えられる。

また、新規開設施設が大幅に増加している（注）こと、新型コロナウイルス感染症への対応で施設の業務が複雑化していることなどにより、今後も実績報告誤りの発生が懸念される。そのた

め、施設職員の補助金申請事務への理解を促進する説明会等の取組や事務負担を軽減する取組を更に進めることで、誤りを未然に防ぐ必要がある。

局は、根拠資料の確認の取組を拡充するとともに、施設への説明方法の改善を図るなど、より一層、補助金の公正かつ効率的な交付に努めることが望まれる。

(福祉保健局)

(注) 都が平成28年9月から待機児童解消に向けた緊急対策を実施し、保育所の整備が進んだ結果、新たに本補助金の交付対象となった施設は平成28年度から令和2年度の5年間で302施設に上る。